

セルフメディケーション税制を検討してみませんか？

医療費控除？

そんなに払ってないな…

セルフメディケーション

※医療費控除の特例です
で所得税が還付になるかもしれません！

「年間10万円以上でないと受けられない」と多くの方が耳にしていた
「医療費控除」が改正されました。(H29年1月1日以降購入分より)

風邪薬や鼻炎薬、頭痛薬など、ドラッグストアで購入していませんか？
目薬やかゆみ止め、更にビタミン剤などの中にも、
実は対象品目があります。



ご家族が使用する対象品の購入額が年間12,000円以上になる場合、
健康診断や予防接種などの一定の要件はありますが、
医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制を利用でき、
所得税の還付申告が可能です。

健康診断や
予防接種を
受けましょう！

12,000円も買わないかもしれないけど、
レシート捨ててしまったけど、
説明だけでも聞いてみたい、
そんな方もどうぞお気軽にお越しください。

ドラッグストア
のレシートは
捨てないで！

初回相談無料、無理な勧誘は一切ございません。
また、個人情報等秘密厳守で対応しております。

以外に多い
対象品目！

当ビル2階
お待ちしております

 深谷税務会計事務所
Fukaya Tax Accounting Office

TEL : 047-405-2044
URL : <http://www.fukatax.com/>
住所 : 船橋市東船橋3-33-3-2F